

令和6年第1回津南町議会定例会会議録 (3月4日)

招集告示年月日		令和6年2月20日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和6年2月29日 午前10時00分			閉会	令和6年3月15日午後1時35分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	月岡奈津子	応・出	7番	風巻光明	応・出	
	2番	滝沢萌子	応・出	8番	石田タマエ	応・出	
	3番	村山郁夫	応・出	9番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	10番	吉野徹	応・出	
	5番	久保田等	応・出	11番	江村大輔	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	12番	恩田稔	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	太田昌	○	
	副町長	根津和博	○	観光地域づくり課長	村山詳吾	○	
	教育長	島田敏夫	○	DMO推進室長	石沢久和	○	
	農業委員長	藤ノ木稔		建設課長	鴨井栄一郎	○	
	監査委員	藤ノ木勤	○	教育委員会教育次長	高橋昌史	○	
	総務課長	鈴木正人	○	会計管理者	鈴木真臣	○	
	福祉保健課長	野崎健	○	病院事務長	小林武	○	
	税務町民課長	小島孝之	○				
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	保坂晃久	議会事務局班長	太田一規		
会議録署名議員	4番	関谷一男		6番	筒井秀樹		

## 〔付議事件〕

(3月4日)

日程第1	承認第2号	専決処分の承認について（令和5年度津南町一般会計補正予算（第13号））
日程第2	同意第1号	津南町教育委員会教育長任命の同意について
日程第3	同意第2号	津南町教育委員会委員任命の同意について
日程第4	議案第3号	津南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
日程第5	議案第4号	津南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6		津南町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7		ニュー・グリーンピア津南運営支援基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第7号	津南町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案第9号	津南町母子手当等支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第11号	津南町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第11		津南町簡易水道事業及び農業集落排水事業に係る分担金条例の制定について
日程第12		津南町簡易水道事業及び下水道事業審議会条例の制定について
日程第13	議案第14号	津南町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第33号	津南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第15号	津南町簡易水道事業運営基金の処分変更について
日程第16		令和5年度津南町一般会計補正予算（第14号）
日程第17		令和5年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第18		令和5年度津南町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第19		令和5年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
日程第20		令和5年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第21		令和5年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第22	議案第22号	財政調整基金の処分について
日程第23	議案第23号	津南町減債基金の処分について
日程第24	議案第24号	津南町簡易水道事業運営基金の処分について
日程第25	議案第25号	令和6年度津南町一般会計予算
日程第26	議案第26号	令和6年度津南町国民健康保険特別会計予算
日程第27	議案第27号	令和6年度津南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第28	議案第28号	令和6年度津南町介護保険特別会計予算
日程第29	議案第29号	令和6年度津南町簡易水道事業会計予算
日程第30	議案第30号	令和6年度津南町特定環境保全公共下水道事業会計予算
日程第31	議案第31号	令和6年度津南町農業集落排水事業会計予算
日程第32	議案第32号	令和6年度津南町病院事業会計予算

## 議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

## 議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1

承認第 2 号 専決処分の承認について（令和 5 年度津南町一般会計補正予算（第 13 号））

議長（恩田 稔）

承認第 2 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第 2 号につきましては、総務費でふるさと納税の寄附額が現計予算より増える見込みであることにより、所要額の補正について、2 月 7 日付けで専決処分をしたものでございます。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（鈴木正人）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第 2 号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第 2 号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、承認第 2 号は承認することに決定いたしました。

## 日 程 第 2

### 同意第 1 号 津南町教育委員会教育長任命の同意について

議長（恩田 稔）

同意第 1 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本町教育委員会教育長、島田敏夫氏は、令和 6 年 4 月 3 日をもって教育長の任期が満了いたしますが、再度、任命したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

島田氏の略歴につきましては参考資料のとおりであり、教育長として適任であると考えておりますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 1 号について採決を行います。

採決は申合せにより、記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。 —（議場を閉鎖）—

ただいま議場に在場する表決権を有する出席議員は 11 名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番、月岡奈津子議員、6 番、筒井秀樹議員を指名いたします。

議長（恩田 稔）

投票用紙を配布いたします。 —（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載し、御自身の氏名を併せて記載願います。なお、白票、他事記載、無記名は否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。 —（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。 —（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

—（投票の実施）—

議長（恩田 稔）

投票漏れはありませんか。 —（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（恩田 稔）

開票の結果を申し上げます。投票総数 11 票。うち、有効投票 10 票、無効投票 1 票。有効投票中、賛成 10 票、反対 0 票。

以上のおり賛成多数です。

よって、同意第 1 号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。 —（議場を開場）—

（参考）

※正しくは、「投票総数 11 票。うち、有効投票 11 票。有効投票のうち、賛成 10 票、反対 1 票。」。反対票は他事記載による。

午後 1 時会議再開後、議長より開票結果訂正の発言あり。

○賛成

1 番、月岡奈津子議員、3 番、村山郁夫議員、4 番、関谷一男議員、5 番、久保田等議員、6 番、筒井秀樹議員、7 番、風巻光明議員、8 番、石田タマエ議員、9 番、栗原洋子議員、10 番、吉野徹議員、11 番、江村大輔議員

○反対

2 番、滝沢萌子議員

### 日 程 第 3

#### 同意第 2 号 津南町教育委員会委員任命の同意について

議長（恩田 稔）

同意第 2 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本町教育委員会委員の島田<sup>よしのり</sup>福徳氏が令和 6 年 3 月 23 日をもって教育委員会の任期が満了いたしますが、再度、任命したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

島田氏の略歴につきましては参考資料のとおりであり、教育委員として適任であると考えておりますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第2号について採決を行います。

採決は申合せにより、記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。 —（議場を閉鎖）—

ただいま議場に在場する表決権を有する出席議員は11名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、関谷一男議員、7番、風巻光明議員を指名いたします。

議長（恩田 稔）

投票用紙を配布いたします。 —（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載し、御自身の氏名を併せて記載願います。なお、白票、他事記載、無記名は否とみなしません。

投票用紙の配布漏れはありませんか。 —（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。 —（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

—（投票の実施）—

議長（恩田 稔）

投票漏れはありませんか。 —（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（恩田 稔）

開票の結果を申し上げます。投票総数11票。うち、有効投票11票。無効投票0票。有効投票中、賛成11票、反対0票。

以上のおり全員賛成です。

よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。 —（議場を開場）—

## 日 程 第 4

### 議案第3号 津南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

高度の専門性を備えた人材活用の観点から、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、任期付職員の採用を行うための条例を制定するものでございます。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

お伺いします。基本的には、公募でなく選考による採用に道を開く、町長の人事権の範囲で選考できるということでございますが、具体的にどういう職種、あるいはどういう事業にこの方を採用する見込み、あるいは予定か、その辺を伺いたしたいと思います。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

専門的な知見ということで、ここに限るということではないのですけれども、私どもが考えております職種としましては、特に医師の確保、これについて一般職では対応できないような場合、例えば65歳を過ぎてからの任用ですとか、あるいはごく短期間の任用に留まるというようなときに等について、道を開きたいと考えているものでございます。また、専門性を有するというので、特にこの後、埋蔵文化財センターが開いていくということがございますので、それらのなかで、文化財専門員等についても活用を検討していきたいと思っておりますのでございます。



議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

一般職ということで、医師なのですね。ほかの職種は、採用予定は無いのでしょうか。医師だけなのでしょうか。建設課であったり、病院経営に長けた人材とか、ニュー・グリーンピア津南のホテル経営に長けた人材とか、そういうものは考えていないのでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

今ほど、議員から御提案ございましたような職種についても、必要があれば採用していく検討をさせていただきたいと思っております。ぜひ、そういったところも活用を考えていきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

ぜひ、お願いいたします。

任期は短期間ということですが、大体どのくらいなのでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

基本的に、3年以内又は5年以内ということになっておりまして、運用としては、最低でも1年以上かなと思っております。短い期間の場合には、最長5年までということになっておりまして、5年以上の任用は基本的にできないとなっております。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

（3）について、すみません。読んだだけでは私が理解ができなくて、何を言っているのか、少し平らな言い方で御指導ください。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

基本的には、これは国のものをとっているところなのですからけれども、ある専門的な知識・経験が必要な業務を進めなければいけないというときに、本来は一般職をつけたいということですので、自分の部署内で確保すべきところだと思います。要は、役場の現員の中で本来は確保できることが望ましいわけですからけれども、それができないようなときには、任期付職員を採用できるというような文言になっています。（3）で、「部内で確保することが一定の期間困難である場合」ということになっていますので、要は、そこの部署内で必要とされる専門的知識を持った者を確保できないようなときには、こういった専門的知識を持つ職員を採用できるということになっています。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

要は、総務課長が冒頭、御説明くださった「医師とか専門的な技術者がなかなか一般職ではできないから」ということをここで言っているだけなのですか、（3）は。 —（総務課長「そうです。」の声あり。）— 分かりました。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

この採用するまでの流れというのがどういう流れなのかをお聞かせください。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

基本的には、選考によることができるということになっておりますので、選考試験をやって、選考によって任用できるというかたちになっています。通常であれば、競争試験をさせていただいているところですからけれども、町長の権限によって任命できるということになっております。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

私の行政経験の中から、この事例で非常に悔しい思いをしたことがありましたので、その経験をお話すると同時に賛成という立場で発言をいたします。

かつて、私は畜産、あるいは教育委員会、そういった部署で、例えば教育委員会の中で平成4年の上郷地震の時に大規模な災害が小中学校にありました。その時に県のほうにいわゆる補助金申請書を持ち込んで行った時に、私どもにはその当時、構造計算ができる一級建築士がいなかった状況でございました。それで、私ども素人が一応作った設計書で県のほうへ持ち込みましたところ、逆に県のほうの指導で単価を加算する分野があるということで指摘を受けまして、その場で私どもは素人でしたけれども、考えられる限りの項目を拾い上げて帰ってきました。ところが、実際には、自分たちの所へ戻りまして建築士に確認しますと、まだこの考え方であれば、もっと加算を受けられる場所があったということで、非常に臍を噛んだ思いがございます。しかも、深夜の2時頃帰ってきてその結果でございましたので、専門家がないということで非常に悲しい思いをしました。

それから、畜産の時には、畜産で臭い公害が大変問題になっておりますが、それをなんとかしたいということで、科学的な知見は非常に少なかったのですが、畜産農家の熱意で、とにかく麦飯石を使った装置を導入してくれということで、私どものほうへ持ち込まれました。それについて、私どももいろんな文献を調べましたが、確たる科学的根拠が薄かった。ところが、農業者にしてみれば、とにかく土下座をしてそういうことをお願いしなければいけない事情ということで、私どもは、やっぱり県のほうに持ち込みました。ところが、県は、けんもほろろに「こんな科学的根拠のない、専門性の薄いものについては駄目だ。」というふうにはねられたことがございます。それでも必死にその場で食い下がって、専門的な知識の無い状況のまま県のほうにお願いをして、やっと試験的な状況ということで、一部、試験的な事例として認めてもらった経過がございます。結局は、そういうことで言い負けて帰ってきたわけですが、やはりこれも深夜、高速道路で悔し涙に暮れて戻ってきたというような事例もございます。

それから、草地造成、草を作る時についても、若い者たちは、とにかくたんぱく質の多いアルファルファ系を作りたいということで申請をしてきたのですが、これも普及所や県の畜産課でけんもほろろに断られました。「新潟県でそんなことができるか、津南町でそんな作物が育つはずがない。」ということで、大変苦労はしたのですが、その時に普及所の専門員、あるいはそういった専門的な知識を持つ職員等がいれば、もっと科学的な根拠に基づいて強力に推し進めてやれたという思いがございます。

そういったなかで、専門的な職員というのが一時的にでも役場職員の中に入れてくれれば、大変心強く思います。特に今後、建築の分野、いろんなまちづくりの相談分野において、専門的な知見を有する方が就いてくれれば、今後の津南町のまちづくりのために非常に役に立つというふうなことを感じましたもので、この意見をもちまして賛成討論といたします。

以上です。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第3号について採決いたします。

議案第3号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### 日 程 第 5

議案第4号 津南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

#### 日 程 第 6

議案第5号 津南町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第4号及び議案第5号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第4号及び議案第5号を一括して説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給が可能となったことから、津南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び津南町職員の育児休業に関する条例の一部を改正し、勤勉手当の支給について規定するものでございます。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

9番、栗原洋子議員。

(9番) 栗原洋子

まず、質疑の前に、どの部分もそうなのですけれど、条例改正の対照表が出てきますけれど、これをもう少し分かりやすく、すぐ読み取れるというか、読んですぐ理解できるような説明書というか解説文をぜひここに付けてもらいたいのです。これを見ると、「十何条の何項の規定には……」なんて書いてありますけれど、それが何か全然分かりませんし、もう少し分かりやすい資料を出していただきたいと思います。

では、質疑に入ります。会計年度任用職員は、前にも私、申し上げたことがありますけれど、これは総務省のほうから通知が出ていると思うのですが、「4月に遡って会計年度任用職員についても払いなさい。」という通知が来ていると思うのです。フルタイムの会計年任用職員、それから、パートタイムの期末手当、これが出るようになったということは非常に良かったと思っていますけれども、総務省にしてみれば、「財源措置として、地方交付税の増額も含めて適切に対応すること。」というのも確認したそうです。これは、共産党の国会議員が去年11月に質問を行っているのですが、これで少し改善してほしいというのがあるのですけれど、遡及して支払いをしなという理由として、給与システムの変更が間に合わないとか、経費が掛かる、扶養の範囲から外れる人が出る、会計年度任用職員はそもそも4月契約などが指摘されています。ですから、4月から11月まで低い給与で、この6月分も含まれますけれど、その間、低い給与で働かせているのだから、「総務省の通知に従い、少なくとも1月から3月中に差額を支払うべきだ。」というふうに言っています。もし、差額の支給をしないのであれば、賃金未払という主張が通るのだと思います。その辺、考え方を教えてください。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

まず、1点目の資料につきましては、少し検討させていただきたいと思います。どのようなものが適切なのかというところで、検討させていただきたいと思います。

それから、2点目のものにつきましては、多分きっと人事委員会勧告が出た時に、遡及適用をするかどうかというようなところかと思っています。一般職の正職員につきましては、人事院勧告は4月遡及適用ということで、上がったときも下がったときも4月に遡り適用ということでさせていただいているところがございます。国において、議員御指摘のように、「4月遡り適用を会計年度任用職員の皆さんにもしなさいよ。」というような通知が出ているところがございます。ここは、上がったときも下がったときもということで、両方の適用があるわけですので、その辺で皆さん方からもしっかり納得していただく必要もあるというところと、どうしても任期の途中で辞められる方も正職に比べて多いものですから、そうした場合の遡及適用をどうするかというところ。それから、システム的な対応もやらなければいけないということ、それと、国のほうでどの程度財政措置していただけるか、まだはっきりこの部分については見えていないというところがございますので、まず、今年度につきましては、勤勉手当をやらせていただいて、また近隣の状況を見ながら、こ

の遡及適用についてもしっかりと検討していきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

それでは、フルタイムの方もパートの方も、この勤勉手当、期末手当は支給するという  
ことでよろしいのですね。去年の12月の勤勉手当は遡及しないということですから、支払  
いはないとうことでよろしいのですね。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

令和6年4月1日施行でございますので、初めて支給になるのは令和6年6月分の勤勉  
手当からということになります。6月以上の任期、任用の期間を定めている方に対して支  
給するということになっておりますので、例えば、業務の都合により3か月の任用という  
方がもしいらっしゃったようなときには、それらの方は対象になりませんが、基本的に今、  
1年の任期でお願いしている方が非常に多いですので、ほとんどの方が勤勉手当について  
対象になってくるということでございます。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

そのところは遡及していただければ良いと思うのですが、あまり正職員と差が付かない  
ような、一般職の方は人事院勧告に基づいて遡及してやっているわけですから、パートの  
方、会計年度任用職員のフルタイムでやっている方に差が付かないようなやり方でお願  
いしたいと思います。今、会計年度任用職員が1月時点で178名もいらっしゃるというのを  
この間、資料で出していただきましたけれど、正職員で採用できる人はできれば正職員に  
なっていただきたいと思っておりますので、そここのところもしっかり対応していただきたいと思  
います。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

育児休業に関する条例の質疑をしたいと思っております。期末手当にうたっていると思うので  
すけれども、「育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務  
した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。」と書いてあります。具

体的に言うと、基準日からそれ以前6か月前まで遡って、その期間に働いた人には勤勉手当を支給するということだと思うのですが、これが最速であるのかもしれないのですが、例えば、その期間1週間しか勤めていないとか、満額5.9か月くらい勤めていたとか、そういう場合は、比率によって変えているのか、それとも一定額を支払うのか、その辺を教えてください。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

規定してある箇所が規則であったか、どこであったかというのは思い出せないのですが、後ほど確認してみたいと思うのですが、その期間、全て勤めたか、期間率というものがございまして、どれだけ勤めたかによって支給率が変わってくるところでございます。ですので、例えば1週間くらいだとほとんど出ないような、少し出るのだけでも、幾らも出ないようなかたちになります。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

最初のほうの会計年度任用職員の附則の所で、勤勉手当に関する特例、100分の50とするというのは、これはどういった経緯でこの数字になっているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

一般職については、100分の102.5というところでございます。ここを会計年度任用職員については、先ほど、榎原議員の質疑の中にございましたように、国のほうで財政措置がされるというような話が出ているところです。ただ、その辺が全く見えていないというところ、どの程度措置されるかというのが全く見えていないというところ。それから、県のほうで、市町村にどの程度の支給率にするかという調査がございました。その中で、市町村によっては全く支給しないという市町村もあったところですが、最も回答が多かったのがこの100分の50というような辺りでございましたので、まずは100分の50で始めてみたいというところで、この率で支給を開始させていただきたいというものでございます。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

(11 番) 江村大輔

では、また国のほうとかが変わってくれば、ここの検討の余地はあるという認識でよろしいのでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

その辺の意味合いもあって、附則の中で規定をさせていただいているものでございます。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

議案第 4 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 4 号について採決いたします。

議案第 4 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 5 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 5 号について採決いたします。

議案第 5 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 7

**議案第 6 号 ニュー・グリーンピア津南運営支援基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

議長（恩田 稔）

議案第 6 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。



町長（桑原 悠）

ニュー・グリーンピア津南運営支援基金について、一般財源による一般会計からの積立を行うため、ニュー・グリーンピア津南運営支援基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第6号について採決いたします。

議案第6号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

換気のため、11時5分まで休憩いたします。 —（午前11時00分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。 —（午前11時05分）—

## 日 程 第 8

**議案第7号 津南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

議長（恩田 稔）

議案第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

津南町特別職の職員で非常勤の者の報酬について、賃金や物価の変動を考慮し、報酬単価を増額するため、津南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第7号について採決いたします。

議案第7号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 9

### 議案第9号 津南町母子手当等支給条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第9号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

津南町母子手当等事業について、この度、支給回数を見直すため、津南町母子手当等支給条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては、福祉保健課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

9番、栗原洋子議員。

(9番) 栗原洋子

この母子手当ですが、年3回が2回になってしまったと。8月というのも非常に大事な時期なのではないでしょうかと思いますけれど、事務事業が大変だから、それを削るとい  
うか無くすというのは、ひとり親家庭に対しては本当に大変なのではないかと思  
います。額としては変わらないのですけれども、そこところは事務事業見直しでそういうことを  
やるというのをおかしいのではないのでしょうか。

議長(恩田 稔)

福祉保健課長。

福祉保健課長(野崎 健)

先ほど、説明の中でそのようなお話をさせていただきましたけれども、児童扶養手当の  
現況届、所得とか家庭の状況について、こちらの書類を出していただいて、県の振興局の  
ほうでヒアリングを受けるという事務がちょうど8月支給の後に控えておるわけですが  
けれども、その前段として、同じような作業をしなければいけないというなかで、負担軽減  
という観点から、この度、見直しをさせていただくというところでございます。先ほど来、議  
員からお話がありますように、支払総額的には変更がないというところでございまして、  
支給されている方には御理解いただくということで、こちらの改正が通りましたら、丁寧  
な説明はさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長(恩田 稔)

9番、栗原洋子議員。

(9番) 栗原洋子

残念なのですが、この母子手当を支給している件数はどのくらいありますか。

議長(恩田 稔)

福祉保健課長。

福祉保健課長(野崎 健)

すみません。手元に資料が無いので、また後ほどお知らせさせていただきます。

議長(恩田 稔)

ほかに質疑はありませんか。

— (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第9号について採決いたします。

議案第9号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立10名、非起立1名）—

賛成多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

#### 日 程 第 10

議案第11号 津南町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について

#### 日 程 第 11

議案第12号 津南町簡易水道事業及び農業集落排水事業に係る分担金条例の制定について

#### 日 程 第 12

議案第13号 津南町簡易水道事業及び下水道事業審議会条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第11号から議案第13号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第11号から議案第13号まで一括して説明申し上げます。

令和6年度から簡易水道特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計が公営企業会計化するため、地方公営企業法に基づき、必要な事項を定めるための条例を制定するとともに、関係する条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

議案第11号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 11 号について採決いたします。

議案第 11 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議長 (恩田 稔)

議案第 12 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 12 号について採決いたします。

議案第 12 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議長 (恩田 稔)

議案第 13 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 13 号について採決いたします。

議案第 13 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 13

### 議案第 14 号 津南町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議長 (恩田 稔)

議案第 14 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (桑原 悠)

国の道路占用料改定に準じて新潟県道路占用料徴収条例で定める占用料単価の一部が改められたことから、県に準じ、占用料単価を改めるため、津南町道路占用料徴収条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 (恩田 稔)

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

この中で単価の下がっているものがございます。基本的には、国県の基準数値（に準じて）見直しというような状況でございましたが、この下がっているものについては、看板類、露天商のもの、そういったものが。あとは地下通路、これはこの辺では関係ないですが、そういった下がったものについて、どのような考え方で下げているのか、そこをお伺いしたいと思います。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

今回の改正につきましては、県の通知により、町村部の部分として改正させていただいており、3年に1ぺん改正させていただいているものでございます。この内容につきましては、固定資産とか評価額等を勘案してということでございますが、どういうふうなもので減額というのは、すみません、うちのほうでは内容までは把握しておりません。

議長（恩田 稔）

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

内容の説明ができないのは了解いたしました。ただ、看板類、標識、旗竿、パーキングメーター、幕及びアーチ、これらについては、基本的には商工振興。あるいは安全は関係ないですが、恐らく商工振興に関するものについて配慮したというふうな考え方のように見えますが、もし、その辺が後で分かりましたら教えてください。

以上です。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

では、うちのほうでも調べさせていただいて、また後で報告をさせていただきます。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 14 号について採決いたします。

議案第 14 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 14

### 議案第 33 号 津南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 33 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 33 号について説明申し上げます。

令和 6 年度から新たに第 9 期介護保険事業計画が始まることから、期間中の保険料率を定める必要があること、介護保険法施行令が改正され、保険料率の区分が改められたこと、刑務所に収容されている者に対する保険料の減免措置を講ずることから、条例中の関係する箇所について改正を行うものとなっております。

細部につきましては、福祉保健課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

9 番、栗原洋子議員。

（9 番）栗原洋子

介護保険料ですが、この所得区分の資料も無いですし、標準がどこかというのは今お聞きして分かりましたけれど、非課税世帯が何号までなのか、そこを教えてください。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

13 段階の表については、また明日の合同常任委員会でお示ししたいと思っております。第 1 段階がいわゆる生活保護世帯の方、第 2 段階、第 3 段階までが世帯全員が市町村民税が非課税の方ということになっております。第 4 段階については、本人が非課税ですけれども、世帯に課税者がいる場合となっております。よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

9 番、栗原洋子議員。

（9 番）栗原洋子

今回、保険料がかなり上がっているのですが、この標準のところでも 8 万 4,000 円ですよ。7,200 円上がっている。旧の表では 7 万 6,800 円。この（5）のほう为标准でしたよね。今の新しいものが 8 万 4,000 円だということですね。高く設定するというので、13 段階まであるわけですけど、この 13 の方は所得が高い方だと思うのですが、月 1 万 6,800 円上がっているということになると思います。これは町長の考え方もあるかと思うので、町長、どうですか。これほど上がってしまったというのは、低所得者にしても、一般の国民健康保険の家庭の方とか、非常に負担が大きいと思うのですが、その辺、どういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

医療・介護には、大体国費が 3 分の 1 以上入って、保険事業が成り立っていると考えております。さらに、保険事業ですので、やはり被保険者の皆様の保険料によって皆で支え合うといった、そういった制度の仕組みになっているかと思っております。当町におきましては、やはり町単独のということだと、人口の構造や全体の人口減少の状況によって、制度の持続可能性というところからすると、この度の場合、1 人当たりの保険料を所得の水準によって上げさせていただくというところを、そのところをやらせていただかないと、保険事業として成り立たないというところがございます。国のほうには、この医療・介護の持続可能性というところについて、更なる国や県の支援、特に国ですね。そういうところについて、しっかりと考えていただきたいというふうには思っておるところでございます。いずれにいたしましても、この高齢化の状況を見極めながら、事業量を将来的にどうしていくか、サービスを急激に削減してはいけないとは思いますが、津南町の中の介護事業の量、どのようなサービス事業が適正な量で、質をどのように担保していくかということも含めて、それぞれの個別の課題を解決した全体的な議論について必要であると思っております。



議長（恩田 稔）

9 番、栗原洋子議員。

（9 番）栗原洋子

この介護保険料ですが、40 歳以上の方、65 歳以上の方、65 歳以上は年金から引かれていますけれども、非常に負担が大きいと思っています。国が4分の1ですか、県・町が4分の1ということで、これは町長も言われたように国の責任が大きいと思いますので、ぜひ、国のほうに財源措置をしていただけるようお願いしていただきたいと思います。財政調整基金も取り崩したということですが、非常に財源が無いなかで分かるのですけれども、やっぱり低所得の方に対しては、本当に保険料を少しでも下げていただきたいという思いがあります。その辺、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

3 番、村山郁夫議員。

（3 番）村山郁夫

私は、3 ページの第 13 条、減免の関係について、お聞かせください。以前、私が勤務していた頃、国民健康保険のことで同じような事例で新潟県と大分やり合ったことがありました。旧のほうでは保険料の減免について、収監者については、この書類を期限までに提出することができないではないかということで、国民健康保険の時に大分揉めたのですけれども、今度は、「町長が特に必要と求める場合には、この限りではない。」という文言で、これについてははっきりいたしました。心配するのは、ほかの条例、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、同じような事例で収監者に対して、この状態であれば、収監しているのに書類手続なんて出せないではないかというようなことで、では、出せなかったから、時効でもうその請求権が無いという判断をされないように。ただ、収監というのが時効の中断条件になるかどうかはまた問題がありますが、その辺、ほかの条例についても、よく見直しをして対応していただきたいと思います。私の見解で、この内容でよろしいのでしょうか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

今ほどの 13 条第 2 項の減免のところでございます。今回、町長が「特に必要と求める場合」ということで記載をさせていただきました。参考で担当のほうで調べたところ、新潟市は、ここにはっきり「刑事施設に収監」と明記しているということございましたけれども、ほかは大体こういうかたちで「特に必要と求める場合」という記載が多いということで、このようなかたちにさせていただいたところでございます。

それから、今ほど議員のほうからお話がございました後期高齢者医療保険につきまして

は、後期高齢者医療広域連合のほうで条例を制定しておりますので、そちらのほうで適切に対応していると認識しております。国民健康保険も同様の、今ほど御懸念のとおりでございます。こちらは3月の最終臨時会で賦課限度額の国の制度改正もありますので、併せて条例改正を準備しているところでございます。よろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第33号について採決いたします。

議案第33号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立10名、非起立1名）—

賛成多数です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

—（午前11時52分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。

—（午後1時00分）—

議長（恩田 稔）

日程第2同意第1号津南町教育委員会教育長任命の同意について、私が申し上げた宣告の結果に訂正がありますので申し上げます。

開票の結果を申し上げます。投票総数11票、うち、有効投票11票、無効投票0票。有効投票中、賛成10票、反対1票です。

以上のとおり賛成多数です。

よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

#### 日 程 第 15

議案第15号 津南町簡易水道事業運営基金の処分変更について

#### 日 程 第 16

議案第16号 令和5年度津南町一般会計補正予算（第14号）

#### 日 程 第 17

議案第17号 令和5年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

## 日 程 第 18

議案第 18 号 令和 5 年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

## 日 程 第 19

議案第 19 号 令和 5 年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）

## 日 程 第 20

議案第 20 号 令和 5 年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

## 日 程 第 21

議案第 21 号 令和 5 年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

議長（恩田 稔）

議案第 15 号から議案第 21 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 15 号から議案第 21 号まで一括して主なものを御説明申し上げます。

一般会計の総務課関係では、歳入で、普通地方交付税の増、新型コロナウイルス感染症対応及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増、ふるさと支援まちづくり寄附金の増、前年度繰越金の減、緊急自然災害防止対策事業債の減、過疎対策事業債の増、臨時財政対策債及び災害復旧事業債の減。歳出で、職員人件費等の増、普通旅費の増、庁舎整備工事費の減、通信運搬費の増、借地料返還金の増、ふるさと支援まちづくり基金積立金及び減債基金積立金の増、職員健康診断委託料の増、ニュー・グリーンピア津南運営支援基金積立金の増、地域おこし協力隊設置事業費の減、ふるさと納税事務費の増、選挙管理委員会委員報酬等の増などがございます。

税務町民課関係では、歳入で、既存住基・戸籍システム改修費国庫補助金の増。歳出で、戸籍システム改修費の増でございます。

福祉保健課関係では、歳入で、国民健康保険産前産後保険料国県負担金の増、補聴器使用状況調査県補助金の増、医学生等就学資金貸付金元利収入の増。歳出で、国民健康保険特別会計繰出金の減、精神障害者医療費助成の増、子ども医療費の増、クアハウス津南修繕料の増、予防接種等償還払の増などがございます。

農林振興課関係では、歳入で、県農林水産業総合振興事業補助金の減、雑水山第二発電所応援金の増、補助金返還金の増。歳出で、園芸作物等高温・濁水総合対策事業補助金の増、地域おこし協力隊事業費の減、米・食味コンクール国際大会実行委員会補助金の減、県単農林水産業総合振興事業補助金の減、環境保全型農業直接支払交付金の増、補助金返還金の増、国営造成施設管理体制整備促進事業負担金の増、森林環境譲与税活用事業補助金の増などがございます。

建設課関係では、歳入で、林道事業国庫補助金の減、道路橋梁費国庫補助金関係各補助

金の減、克雪すまいづくり事業及び雪下ろし安全対策支援事業県補助金の減、農地農業用施設災害復旧費県補助金の減。歳出で、農業集落排水事業特別会計及び下水道事業特別会計繰出金の減、林道測量業務委託料の減、道路測量調査委託料の減、町道改良舗装工事費の減、除雪機械購入費の減、克雪すまいづくり事業補助金の減、雪下ろし安全対策事業補助金の減、農業用施設災害復旧事業費の減などがございます。

教育委員会関係では、歳入で、埋蔵文化財調査事業国県補助金の減、埋蔵文化財保存活用整備事業国庫補助金の減、埋蔵文化財調査事業国委託金の増。歳出で、部活動地域移行指導者謝金の増、部活動地域移行補助金の減、人材育成事業補償費の増、地域おこし協力隊設置事業費の減、手数料の減、遺跡調査写真測量等委託料の減、埋蔵文化財活用拠点施設整備工事費の減などがございます。

国民健康保険特別会計では、歳入で、国民健康保険料現年分の減、県特別交付金の増、一般会計繰入金の減。歳出で、財源変更でございます。

介護保険特別会計では、歳入で、職員給与費等繰入金の減、事務費等繰入金の増。歳出で、充当科目変更でございます。

簡易水道特別会計では、歳入で、簡易水道事業運営基金繰入金の減、前年度繰越金の増でございます。

下水道事業特別会計では、歳入で、一般会計繰入金の減、前年度繰越金の増。歳出で、公課費の増などがございます。

農業集落排水事業特別会計では、歳入で、一般会計繰入金の減、前年度繰越金の増。歳出で、公課費の増でございます。

細部につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（鈴木正人）、税務町民課長（小島孝之）、福祉保健課長（野崎 健）、農林振興課長（太田 昌）、建設課長（鴨井栄一郎）、教育次長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

換気のため、2時5分まで休憩いたします。

—（午後1時55分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。

—（午後2時05分）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

2点ほどお伺いします。

まず、教育委員会、一般会計の4ページ、継続費の補正の件です。この件に関して、総額2,844万7,000円の減となっております。そのうち1,500万円の工事の受け差があったと

いうことでしたが、残り 1,300 万円がまた翌年度、減額されております。何か大幅な計画の変更等の予定されていたものかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

それから、総務課長にお伺いします。10 ページの歳入の繰越金の件です。前年度繰越金がかへきてマイナス 165 万 1,000 円になっていますが、この時期にきて繰越金の見込みが狂うものかどうか、申し訳ございませんが、教えてください。

それと、もう 1 点。12 ページで減債基金の積立金が計上されてございます。この中で 1 点目として、令和 6 年にこれを取り崩して、また返済に充てる予算立てでございしますが、これについて今回、積立てをなした後、繰り出すという状況のようでございます。これについて、どのような財政方針に基づいた基金の操作なのか、それが一つ。

それと、もう一つ。この操作によって、来年度にはっきりするのでしょうかけれども、実質公債費比率の変動予測をどのように見られているか、これをお聞きします。

以上です。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

まず、10 ページの繰越金の関係でございます。繰越金につきましては、この補正まで何度が繰越金の増減をさせていただいているところでございますけれども、あくまでも当初予算に対して補正予算を組むための財源の調整としてさせていただいているところでございます。今回の補正予算につきましても、比較的歳入の増額が多く、歳出のほうが少ないために、その差額分を減額させていただいたものでございます。例年、この後、3 月 25 日過ぎくらいに最終の補正をさせていただくのですが、その際に、繰越額を実際の繰越額に合わせるようなかたちで補正を組ませていただいて、剰余の金額を病院への繰出金ですとか、財政調整基金の繰入れ、あるいは積立てということで、最終的な清算をさせていただく予定でおりますので、今現在はそういう状況にあるということで御理解いただければと思っております。

続きまして、減債基金の積立金についてでございます。減債基金につきましては、これは国が交付税措置をしたものそのものをまずは基金に積み立てをさせていただくというものでございます。今回、これを積み立てますと、約 9,000 万円ということになります。これにつきましては、市町村の考え方でこれを使っていいというようなことになっているものですから、一度に使うわけにはまいりませんので、来年度、非常に厳しい財政状況のなかで、おおむね 3 分の 1 程度を使わせていただいて 3,000 万円の繰入れということで、当初予算を組ませていただいているところでございます。

実質公債費比率については、副町長のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

実質公債費比率でございますけれども、令和4年度が11.1%でございます。近年、実質公債費比率があまり上昇しないように、毎年の地方債発行額も借り過ぎとならないように注意を払っているところでございますけれども、これから過去に借りた償還が開始されることから、令和5年、6年辺りはちょっと上がってくるのかなと予想しております。12%前後まで行くのではないかと予測しております。

以上です。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

それでは、4ページ目の継続費の関係の御質疑でございます。先ほども総務課長のほうから御説明させていただきましたけれども、令和5年度、6年度ということで、私ども、この埋蔵文化財については、展示工事を令和5年度は特に校舎棟の展示工事、令和6年度は体育館棟の工事を中心に進めるということでございました。こうしたなかで、令和5年度の契約を結ぶ時に、令和6年度分ということで2か年契約を結ばせていただきました。そういったなかで、既にここにきて令和6年度の契約額が1億7,758万1,800円ということで、1億9,000万円ほど見ておったのですが、その部分も既に契約が済んでいるということで、この度、令和6年度分の予算を減額させていただくというものです。それが1,335万4,000円ということで御理解をいただければと思っております。

以上です。

議長（恩田 稔）

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

了解いたします。ただ、減債基金のほうなのですが、目的基金である以上、減債に回す、いわゆる借金返済に回すということだと思いますが、今現在、町の借金は総額で101億円くらいでしょうか。利率の高いのが3.5%から5%くらいのものが2,600万円くらいになっていますが、そういったものに返済充当するものなのでしょうか。それとも、転貸債で借換えをして、安いものに乗り換えるというような方向なのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

過疎債等、ほとんど国の財務省からの借金でございます。よほどの理由がない限り繰上償還ができないことになっておりますので、減債基金を充てるということは償還金の財源として充てるようなイメージを持っていただければと思います。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

地域おこし協力隊の分が丸々マイナスになっているわけなのですが、これは実質、応募があったのか、それとも、応募は全く無かったのか。応募があった場合は、どういった条件が悪かったのか、お教えいただければと思います。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

複数の課で地域おこし協力隊の減額補正ということを見せていただいているところでございます。地域おこし協力隊につきましては、春から繰り返し募集を掛けてきたところでございます。全国的な状況として、地域おこし協力隊への応募が減っている一方で、地域おこし協力隊を募集する側の人数は増えているというところで、なかなか厳しい状況にあると思っております。新年度以降、どうしていくかというところですが、それこそ民間企業を活用するなかでということも出てきているようですので、私どもも今のやり方を続けていても、応募が無い可能性があると思っておりますので、もう少し募集の仕方は考えてまいりたいと思っております。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

筒井議員と大体一緒なのですが、地域おこし協力隊が企画振興費、農林振興費、文化財、七、八百万円くらいから高いもので900万円くらい、全部合わせると。手取り足取り、携帯電話料から自動車借上料、年間、五、六十万円、3年たてば新車を買えるくらいの借上料、自動車の燃料費、住宅の改修費とか様々入っているのですが、これは全額みんな国が保障してくれるから、町は痛くないからいいと思うのですが、これは全額、これだけ予算で地域おこし協力隊がいなければ業務が回らないということで上げているのに、結果的には来なかった、途中で辞めた、それで1年間業務が回ってきたわけで、私は、はっきり言うと、いてもいなくても良かったのかなど。そういう最終的な補正予算になっているのですが、今、筒井議員がおっしゃったように、こういう人たちは採用めどをかける前からもう予算計上をして、結果的に予算を計上したけれども来なかったという、ある程度、めどを立てて上げているのではないのですか、この地域おこし協力隊というのは。どういうことなのでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

通常であれば、地域おこし協力隊は年度の初めから活躍いただきたいということで予定しておりますので、新年度予算に、掛かる経費の総額、見込まれる額を計上させていただいているところでございます。来た時に補正をすればいいのではないかという考え方もあるかもしれないのですけれども、人件費をしっかりと支払えるようにというところを考えて、当初予算で盛らせていただいているところでございます。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

二つ目だけで終わらせますけれども、結局、そういう地域おこし協力隊が来なくても業務はうまく回ったのですか、どうですかというのを。企画振興費と農林振興費と文化財保護、そこに一言ずつお聞きしたいのです。回ったのだったら、いらないということですし。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

企画振興費で盛らせていただいております2名分につきましては、活動拠点がそれぞれ地域となっておりますので、地域が地域振興協議会等を組んでいらっしゃるなかで、その地域を盛り上げるためということで、過去には設置をした実績がある地域について、今回、その方が卒業された後、引き続き募集をしたいのだけれどもということでしたが、その部分が応募が無かったということで、地域の皆さんも非常に残念な気持ちだということで、引き続き、どうしても新年度以降についても募集していただきたいということでお話を頂いているところでございます。町でも集落だけではなくて、そういった集落が連携して取り組んでいくような事業を推進してまいりたいと思っているところでございますので、ぜひ、ここは引き続き活用させていただきたいと思っております。

ほかの課につきましては、それぞれ答えさせていただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

令和4年度は1人、地域おこし協力隊ということで、ミッション型の方がいらっしゃいました。その方につきましては、集落診断ということで、鳥獣被害がどういうふうなかたちでこの集落で起こっているかという説明をしようという準備をされていて、その集落診断



であったり、鳥獣の目撃情報、出た情報というのを取りまとめている、その業務がちょうど止まっているような状態になっています。なので、支障が無いと言えば無いのですけれども、それができていないというのが実態でございます。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

文化財の関係で、私どもも地域おこし協力隊ということでお願いをしたところでございます。御案内のとおり、遺跡の発掘調査の補助であったり、あるいは出土遺物の整理作業、こういったところの仕事をお願いしたい、こういった仕事内容でお願いしたということではございました。ただ、実際、公募したけれども応募が無かったというということで、文化財班は埋蔵文化財のところでは専門員等おりますので、そのなかで、なんとかこうとか1人当たりの負担を増やしながら、その部分は地域おこし協力隊が来ていただければ、当然、仕事を割り振りながら少しできたのですけれども、応募が無かったというところでございまして、その部分は専門員が一生懸命になって負担をしながら業務をこなしたということで御理解いただければと思っています。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

それでは、少し多いのですが、6点、お願いします。

1点目は、11ページの過疎債の所の観光レクリエーション施設整備事業増という、これは何のことを言っているのかというのを一つお願いします。

二つ目は、12ページの通信運搬費のほうで120万円増ということなのですが、単純に計算できないのですけれど、84円の切手だったり120円の切手の間を取って100円と考えると、1万2,000通というのですかね。なので、何かが多くなったのか、それとも、ちりも積もればがこういう結果になっているのか、何か要因があれば、教えていただきたいです。

3点目は、私も地域おこし協力隊についてですけれども、どのような募集をしたのか。専門のホームページがあるのか、それとも、町のホームページに出したということだけなのか、ほかにも何か募集をして、そして、来なかった課題が何なのかというのをお聞かせください。

4点目が今度は建設課のほうです。18ページの上のほうにある工事請負費で町道改良舗装工事が減額となっているのですけれども、減額というのは実施しない所があったのか、それとも、何かほかの要因があったのかというのをお聞かせください。

5点目は、米・食味分析鑑定コンクールの補助金についてです。それこそ12月の補正予算の時には非常に私自身もいろいろ考えたところで、今回、戻ってくるわけなのですけれども。先週の（一般質問の）いろんな所でも出ていた「補正予算は使ったのだけれど。」と

ということで、逆に言うと、最初の当初予算がそれだけ甘かったのかというところもありますし、精査が足りなかったのではないのかなというので、私自身も何かこう、行政の何を信頼して、「実際、900万円掛かるんだ。」と言われて出していたのですけれども、結局、掛からなかったというところで、補正予算の取扱いを少し安易に考えているのではないかとということでお聞かせください。

最後、6点目は消費税、納税の修正申告についてです。町税と国のほうの税金というのはちょっと種類が違うのかもしれませんが、住民目線で見ると、税の専門家、町で言うと行政職員がというところのなかで、こういう修正申告があったということで住民の信頼回復みたいところはどこをどう考えているのでしょうか。

以上です。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

最初の3点につきましては、私のほうからお答えさせて頂きたいと思います。

観光レクリエーション施設整備事業につきましては、ニュー・グリーンピア津南の整備事業の関係でございまして、今回、増額でさせていただいたものは、その中の温泉ポンプの入替工事に係るものでございます。

それから、12ページの通信運搬費の増の関係でございまして、今年度は、かなり給付金の事業をやらせていただいたところでもございまして、その際、併せてこの辺もやれば良かったのですけれども、通信運搬費は消耗費で一括で盛ってあるなかで、その辺が増になった部分が主な、ほかにも全体的に増えたのですけれども、ここが特に要件として多かったところでもございます。

それから、3点目、地域おこし協力隊の募集方法はというところでもございます。今現在は、町のホームページで募集を掛けているだけでございます。このほかに、口コミみたいところが結構大きな力を持っているものですから、過去に協力隊の隊員だった皆様方から声掛けをいただいたりするなかで、「詳しくはホームページのほうを見てね。」ということで御案内をいただいたりしているところでもございます。

それに加え、町のホームページとお話ししましたが、「JOIN（ジョイン）」という地域おこし協力隊専用の募集のホームページがありまして、そこでも併せて募集を掛けさせていただいているのですが、よそとの競合のなかで埋もれてしまっているところもあるのかなと思っております。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

米・食味分析鑑定コンクールに關します補助金の関係の御質疑でございまして、それこそ、当初予算の積上げの仕方が甘かったのかなと。実際、掛かり増し経費をそれに上乗せして

補正をさせていただいたわけですが、当初予算で不用額となったものがございましたりということで、900万円をお願いしていたところ、530万円不要になったというところで、当初予算の精査が甘かったのが本当に要因だと思います。申し訳ございませんでした。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

工事請負費の減額でございます。これにつきましては、町道改良舗装工事の補助分となっておりますが、これは交付金やら補助金の事業でございます。毎年、当初予算には補助金の申請額を基に事業費で予算計上させてもらっているのですが、やはり実際、補助金の決定額、割当額と言いますけれど、割当額が最近、ずいぶん低くなってきています。75%とかそれくらいだったのですが、だんだんだんだん毎年下がってきているということもございまして、金額的にも今回、4,000万円減なのです。補助金の割当てがすごく少なくて減額をさせてもらったということです。

あと、工事につきましては、減額した分、内容を見ながらなのですけれど、ほかの緊急支援対策債のほうに回せるものは回したり、やっぱりどうしても駄目なものは次年度に送りますけれど、基本的にはなんとかしたいと思っています。あと、継続工事においては延長的に短くして対応したりしています。

消費税につきましては、今回、皆さんには大変な御迷惑をお掛けして申し訳ありませんでした。この消費税、なかなか知識がうちのほうが甘かったといえば甘かったということになるかと思えます。今後においては、知識をもっと深めるために、消費税の研修が何回かありますので、これは1人1回でなく複数回行くようにして、また、4月から公営企業会計ともなります。これは会計システムの整備もしておりますので、そのなかで、ある程度の仕分けもできるようになっていきますし、チェック機能も入っているということです。それを活用しながら、また消費税に対する知識を深めながら適正な事務を回ってまいりたいと思っています。また、今回、この消費税の処理につきましては、議決をいただきましたら早々にやって、ホームページに完了という報告をさせていただきたいと思っています。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

地域おこし協力隊のところで、町のホームページと専門ホームページでももちろん募集を掛けてきたというところですが、それは対象者が向こうから見つけないというふうになるのかなと思うのです。そこを例えば、移住・定住等のところと連携させるとかしないと、なかなかホームページに載せたから来るものではないのかなと思います。

あと、重要施策にも去年もなっていたと思いますし、次年度もなっているので、この度のように、もう終わる頃になって「やはりいませんでした。」というのはなかなかどうなの

かなと思いますので、検討も必要だと思うのですが、何かもう前に打って出ていくということは考えているのでしょうか。

議長（恩田 稔）  
総務課長。

総務課長（鈴木正人）

先ほどもちょっとお話させていただきましたとおり、民間企業さん等と連携して何かできないかなと考えている部分もございますので、その辺ができるかというところと、今ほどの議員の御意見がございましたとおり、こちらから募集にしっかり声を掛けていくという待ちの姿勢ではないところがきっと重要だと思いますので、しっかり考えてまいりたいと思っております。

議長（恩田 稔）  
5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

1点だけ、お願いします。先ほどもお話があった埋蔵文化財活用の事業で、補正後が1億7,700万円あったのですが、最初に頂いた当初予算を見ますと2億1,000万円になっています。この差というのはどこから来ているのでしょうか。お願いします。

議長（恩田 稔）  
教育次長。

教育次長（高橋昌史）

継続費の補正でよろしいわけでしょうか。先ほども総務課長のほうからお話ございましたけれども、継続費の中の令和5年度は、当初1億7,494万4,000円ということで見ておりました。それが結果的に令和5年度、埋蔵文化財の体育館、校舎棟の工事をしたと、これは契約を結んで実施をしたということなのですが、こちらが1億5,985万200円というなかで、その差額が1,509万3,000円出ましたというところなんです。これは受け差ということで、この部分を減額させてもらうというところなんです。それから、令和6年度につきましては、先ほども村山議員にお話をさせてもらいましたけれども、体育館、校舎棟の継続した流れのなかでの展示工事だということで、令和5年度に令和6年度分も併せて工事契約をさせていただいたということになってございます。そうすると、令和6年度、1億9,093万6,000円ということで見させてもらっておったのですが、結果的に、令和5年度に令和6年度の契約をした時は1億7,758万1,800円ということでしたので、それを差し引いて、今回、1,335万4,000円を令和6年度で予算減額をさせていただくということになります。そうすると、7億5,710万1,000円から7億2,865万4,000円を引くと、合計で2,844万7,000円が減額になるということで御理解をいただければと思っております。

あと、これは新年度予算のほうにも関係してきて、新年度予算の予算書のほうでも、私

のほうでそこをまた丁寧に御説明させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

今ほどの埋蔵文化財なのですが、これは20ページの所で工事請負費の1,500万円減額、これが恐らく継続費に響いてきているのだと思います。この1,500万円の減額というのは、例えば、予定した工事をやらなくて済んだのではなくて、契約金額が入札なりで下がったというふうに理解してよろしいのですか。 —（教育次長「はい。」の声あり。）— はい、分かりました。

それから、建設課のほうで、8ページの土木費国庫補助金が道路交通安全対策工事補助金減3,100万円、それが11ページの所で過疎対策債、町道改良舗装事業費増、これは補助金が無くなったから起債にしたという意味ではないでしょうか。それが1点。ちょうど金額が似ているようなものですから、補助金が駄目になったから借入れしたのかなというふうに受け止めたのですけれど、その辺を教えてください。

それから、農林振興課のほうで、やっぱり同じようなのですが、9ページの県の補助金です。これがマイナス452万3,000円の減。この時、確か事業メニューを変更したとか、入札とかで金額がどうのこうのと御説明いただいたような気がするのですけれども、これは16ページの事業費に対するものだとして理解するのですが、これは随分額が大きく違うものですから、それこそ、こういうものは当初予算の段階でもう少し精査ができないものかなと思ってお伺いします。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

補助金と起債のところですね。補助金は先ほども申しましたとおり、補助金の割当てが最近減ってきているということで減額をさせていただいているところで、そのなかで、補助金の割当てが来た後に、また工事の選定といいますか、どれをやるか、どれくらいやるかと選定した後に、また総務課のほうとも起債の関係の協議をさせていただきます。それで実際、どのようにしていくか、財源をどのようにして、これができる、これは来年とか、そういうふうな調整をしながらやらせてもらっています。その結果、補助金が下がって、この工事に充てる起債の部分が増額となったということです。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

いわゆる県単事業なのですけれども、ヒアリングを県から受けていくなかで、例えば、機械を四つ予定していましたというところを1台落としますとか、そういうかたちがあったりですとか、こっちのメニューに移ったほうがいいのではということもあったりして、実際、その事業費を見られる額というのがメニューによって変わってきてしまうので、そういうかたちで、当初、ヒアリングを受けた時にはそれで行くのですけれども、そこからまた一次、二次、三次というかたちでやっていくと、だんだん事業が減っていったりするパターンもあり、今年はそのパターンでございました。なので、当初（予算の見込み）が甘いわけではなくて、だんだん落ちていくというパターンもあって、今年については、手を下げた方も実際にいらっしゃいましたし、秋の段階ではそういったかたちでヒアリングを受けるのですけれども、実際にそれで予算組みをさせていただいたなかで、こういうかたちに今現在なっているところでございます。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

では、建設課のほうに1点お聞きします。18ページです。雪下ろしの安全対策支援事業の減ということで、109万2,000円ですか。これというのは申込みが無くてこれが余っているのか、その点、お聞きします。この前、建築協議会さんと懇談会がありまして、この安全対策の実績はまだ1件だけというような話を聞いているのですが、その辺はどういうことなのかと思って。これは、建築協議会さんより鉄骨屋さんのほうが多いのでしょうか。現在、どのくらいがこれを使われたのか。その辺が分かったらでいいですので、教えてくださいいただけますか。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

雪下ろし安全対策支援事業なのですけれど、令和5年度、予算的には5件分載せておきました。5件分予定していたのですが、実績的には2件ございました。その減った分を減額させていただくということでございます。今までの実績は、すみません。今、手元に資料がございませんので、また報告させていただきます。

議長（恩田 稔）

10番、吉野徹議員。

（10番）吉野 徹

2点について、教えてください。

総務課長、先ほど説明をいただきましたが、私が聞き逃したのですけれども、今年の地

方交付税が約 1,680 万円増額されておりまして、その反対に臨時財政対策債が 4,000 万円の計画が 2,190 万円に変更されております。こういった令和 5 年度、最終補正した場合に。これは基本的で単純なことなのですが、もう一度、教えてもらいたいのですけれども、例えば、令和 5 年度の締切りが 3 月 31 日でしょうか。そうなった場合に、国に申請して交付税措置されるのが 6 月頃、そういうふうを考えてよろしいのですか。そして、6 ページの地方債の補正ということですが、例えば、今の話のなかで、過疎対策事業債 2 億 4,150 万円となりますけれども、補正後には 2 億 9,470 万円というふうに、こう変わりましたよと。これが限度額になっておりますけれども、この表の見方は、最終補正ができるのが大体今言ったみたいに、令和 5 年度については 2 億 9,470 万円ということで、そのように見てよろしいか、教えてください。

それから、建設課長にです。国の減額された話を先ほどいただきましたけれども、今回、繰越明許費の中に 1,700 万円ということで記載されておりまして、来年は工事、これは令和 6 年度だと思っておりますけれども。そして、今年 4,700 万円くらい道路橋梁費を減額されておりますけれども、この二つの関係について教えてください。

議長（恩田 稔）  
総務課長。

総務課長（鈴木正人）

地方交付税につきましては、年当初に総額が示されるわけではございませんでして、年の途中で何度か交付決定があつて、最終的な額が固まってくる状況でございます。普通交付税については既に額が固まっているのですけれども、特別交付税がおおむね 3 月 20 日前後に最終的な交付決定がある見込みでございます。その額を待つて最終的に内部留保を含めてどうするかという判断をさせていただきたいと思つているところでございますので、もう一度、臨時会を開かせていただいて、その辺、最終的な清算をさせていただければと思つているところでございます。

もう 1 点のものをもう一度、お願いできますか。

議長（恩田 稔）  
10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

6 ページに地方債補正ということで第 4 表に書いてありまして、変更ということでありまして。補正前と補正後ということで、同じ項目で金額が載っているのですけれども、例えば、令和 5 年度に対しては、町としては変更後を基にして計算をなさるといふことで考えてよろしいのですか。

議長（恩田 稔）  
総務課長。

総務課長（鈴木正人）

町は非常に財源が厳しい状況のなかでございまして、ここに書かれている起債につきましては、いずれも交付税措置がある起債でございます。ですので、これらをなるべく活用するなかで事業をしてまいりたいということで、予算を組んでいるところでございます。今ほど、吉野議員から御質疑がございましたとおり、ここの限度額が国から指示されたためいっぱい額、それを全て活用するなかで、事業を実施させていただいているというところで、その額を合わせるということで、今回、補正をさせていただいたというものでございます。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

工事請負費の減と繰越しがあるものがあるかどうかということなのですが、工事請負費の減というのは、先ほども申したとおり、ただ割当てが少なかったのが減額させていただきましたということでございます。この繰越しについては、やはり工事が冬期間に入りますとできませんので、少し残分があるので、それは冬期間はやめておいて、その分を繰越しをさせていただきますということで、別のものとなっています。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

議案第 15 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 15 号について採決いたします。

議案第 15 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 16 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 16 号について採決いたします。

議案第 16 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。



議長（恩田 稔）

議案第 17 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 17 号について採決いたします。

議案第 17 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 18 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 18 号について採決いたします。

議案第 18 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 19 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 19 号について採決いたします。

議案第 19 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 20 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 20 号について採決いたします。

議案第 20 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 21 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 21 号について採決いたします。

議案第 21 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 22

議案第 22 号 財政調整基金の処分について

日 程 第 23

議案第 23 号 津南町減債基金の処分について

日 程 第 24

議案第 24 号 津南町簡易水道事業運営基金の処分について

日 程 第 25

議案第 25 号 令和 6 年度津南町一般会計予算

日 程 第 26

議案第 26 号 令和 6 年度津南町国民健康保険特別会計予算

日 程 第 27

議案第 27 号 令和 6 年度津南町後期高齢者医療特別会計予算

日 程 第 28

議案第 28 号 令和 6 年度津南町介護保険特別会計予算

日 程 第 29

議案第 29 号 令和 6 年度津南町簡易水道事業会計予算

日 程 第 30

議案第 30 号 令和 6 年度津南町特定環境保全公共下水道事業会計予算

日 程 第 31

議案第 31 号 令和 6 年度津南町農業集落排水事業会計予算

日 程 第 32

議案第 32 号 令和 6 年度津南町病院事業会計予算

議長（恩田 稔）

議案第 22 号から議案第 32 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 22 号から議案第 32 号まで一括して説明申し上げます。

令和6年度の予算規模につきましては、一般会計で76億6,500万円、対前年度比4.66%の増、各特別会計及び事業会計では、総額で58億9,566万円、対前年度比7.59%の増となり、一般会計・特別会計・事業会計を合わせた総予算額では、135億6,066万円、対前年度比5.91%の増となりました。各予算の主要な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございます。

令和6年度の一般会計予算及び各特別会計及び事業会計予算につきまして、十分なる御審議を賜り御承認くださるようお願い申し上げますとともに、計画いたしました各事業が円滑に推進できるよう、議員の皆様、町民の皆様の御理解と御協力を今一度お願い申し上げます。

以上です。

議長（恩田 稔）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日から3月13日まで休会とし、5日と6日を委員会審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、明日から3月13日まで休会することに決定いたしました。

3月14日は定刻の午前10時に開議することとし、本日はこれにて延会いたします。

—（午後2時53分）—